

平成30年 大山町初区長会日程

日 時：平成30年1月8日（月） 午前9時00分～

場 所：保健福祉センターなわ

1. 開 会

2. 町長あいさつ

3. 町議会議長あいさつ

4. 社会福祉協議会会長あいさつ

5. 各地区区長会長互選

○中山ブロック区長会長（ 〈 〉 No. ）

・上中山地区区長会長（ 〈 〉 No. ）

・下中山地区区長会長（ 〈 〉 No. ）

・逢坂地区区長会長（ 〈 〉 No. ）

○名和ブロック区長会長（ 〈 〉 No. ）

・庄内地区区長会長（ 〈 〉 No. ）

・名和地区区長会長（ 〈 〉 No. ）

・御来屋地区区長会長（ 〈 〉 No. ）

・光徳地区区長会長（ 〈 〉 No. ）

○大山ブロック区長会長（ 〈 〉 No. ）

・大山地区区長会長（ 〈 〉 No. ）

・所子地区区長会長（ 〈 〉 No. ）

・高麗地区区長会長（ 〈 〉 No. ）

6. 大山町区長会長、同副会長互選

会 長（ 〈 ブロック： 〉 ）

副 会 長（ 〈 ブロック： 〉 ）

〃（ 〈 ブロック： 〉 ）

7. 区長会長、同副会長あいさつ

8. 各課からの連絡・依頼事項

9. 質 疑 応 答

10. 閉 会

8. 各課からの連絡・依頼事項

【総務課】

1. 文書配布について

毎月2回、第2木曜日と最終木曜日に各区長さん宛に「区長文書」をお送りします。
1月は11日と25日です。

2. 区長名簿について

区長名簿については、原則非公開といたします。ただし、国や県が道路工事や河川工事を行う場合、その工事を受注した業者からの問い合わせ、及びそれに類似するものについて、公益性を考慮したうえでお知らせしたいと思っておりますので、御了承ください。

3. 集落の総会資料の印刷について

集落活動推進のための総会資料を印刷される場合は、総務課又は各支所総合窓口室へ文書の原稿とコピー用紙を御持参いただければ、無料（白黒印刷の場合）で必要部数を印刷します（カラー印刷の場合は、片面あたり20円を御負担いただきます。）。

なお、土曜・日曜に関しましては名和地区・大山地区は各公民館で、中山地区は図書館で対応しております。

また、印刷用のコピー用紙を持参されず、役場の用紙を使用される場合は、次の料金を御負担いただきますので御了承ください。

サイズ	内容		金額
A4～A3	片面	白黒	4円
		カラー	24円
	両面	白黒	5円
		カラー	45円
A2	片面	白黒	20円
A1	片面	白黒	40円
A0	片面	白黒	80円

4. 集落コミュニティ活動補助金について

集落コミュニティ活動補助金を11月にお支払いします。

○補助金の算定

世帯割1,200円/戸（10月1日現在の文書配布戸数）と均等割30,000円の合計金額

5. 各集落からの要望事項について

各集落から町への要望事項については、『要望書（任意様式）』を提出していただくようお願いいたします。

要望書を提出していただくことで、各集落が困っていることのほか、道路・河川などで支障が生じている箇所を把握することができます。

要望書は、総務課で一括して受付を行っており、内容に応じて、各担当課に対応を依頼し、速やかに対応するように努めています。

6. 消防施設整備費補助金について

集落で行う消防施設等の整備を推進するための補助事業を設置しています。

また、自主防災組織の強化を図るため、自主防災組織が設置されている集落につきましては、補助率を1/2から3/4に拡充しております。

機器や資材整備に要する費用の1/2（自主防災組織が設置されている集落は3/4）、修繕費については3万円を超えるものを補助します。詳しくは担当までお問い合わせください。

また、次年度の予算作成に併せて、10月下旬頃までに集落からの平成31年度の補助要望をとりまとめます。平成31年度の計画も早めに検討をお願いします。

7. 自主防災組織の設置、育成について

大きな地震や風水害に備えて、「地域ぐるみの協力体制」を整備しましょう。自主防災組織は「自分たちの住む地域は自分たちで守る」の理念に基づき自主的に防災活動を行う組織です。

平成29年12月現在の大山町自主防災組織の設置数は、121集落となっております。

まだ未設置の集落におかれましては、設置の検討をお願いします。

自主防災組織育成事業補助金の金額は

20,000円（均等割）＋（世帯数×300円（世帯割））となります。

災害時要援護者台帳等の作成の金額は、

3,000円（台帳）＋個別計画1件100円 となります。

なお、交付申請の期限を4月末としますので、各区長さんにおかれましてはお忘れのないよう申請をお願いします。改めて、通知につきましては出させていただきます。

8. 町と自主防災組織の連携

災害時の状況確認と安否確認のため連絡体制を確認しております。

別紙「平成30年 災害時緊急連絡先」を1月23日(火)までに総務課までご提出ください。

連絡先	順位1	自主防災組織	会長	(未設立の場合集落代表)
	順位2	自主防災組織	副会長	(未設立の場合集落副代表)
	順位3	自主防災組織	役員	(未設立の場合集落役員)

平成30年 災害時緊急連絡先

集落名：_____

順位	連絡先（役職）	連絡先（氏名）	緊急時連絡先（電話番号）	備考
1	自主防災組織 会長 (未設立の場合集落代表)	役職 氏名	携帯 — — 自宅 — —	
2	自主防災組織 副会長 (未設立の場合集落副代表)	役職 氏名	携帯 — — 自宅 — —	
3	自主防災組織 役員 (未設立の場合集落役員)	役職 氏名	携帯 — — 自宅 — —	

※緊急時の連絡先ですので携帯電話の番号の記入をお願いします。

9. コミュニティ助成事業（地域防災組織育成助成事業）について

自主防災組織に対する宝くじのコミュニティ助成事業です。

30万～200万円の範囲で自主防災活動に必要な施設、設備整備の助成を行います。

例年10月～11月頃に募集案内文書が県より町へ送られてきますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

※ 希望されたとしても必ず助成されるものではありません。また、複数の自主防災会から要望が出された場合には内部選考をさせていただく場合があります。

10. 放送施設整備費補助金について

集落の放送施設等の整備を行うための補助事業を設置しています。

機器等の設置、修繕に要する費用から2万円を差し引いた額の1/2を補助します。計画される場合は担当までお問い合わせください。

また、消防施設整備費補助金とあわせて平成30年10月に集落からの平成31年度の補助要望をとりまとめます。この頃までに整備計画のご検討をお願いします。

11. 災害備蓄品の引渡しについて

本庁に保存しております賞味期限が近づきました災害用備蓄品「水」（賞味期限：平成30年2月）と「アルファ米」（賞味期限：平成30年3月）の引き渡しを行います。希望がありましたら、1月31日（水）までに総務課までご連絡いただきますようお願いいたします。なお、数量に限りがありますので、希望どおりの数量を配布できない場合があります。

【企画情報課】

1. 交通安全運動の推進について

年に4回、交通安全運動期間を設けて交通安全の取り組みを実施しています。また、毎月1日と15日は交通安全日として取り組みを進めています。

集落内での交通安全旗、のぼり旗の掲揚、有線放送等での周知など交通安全の取り組みにつきましてご協力をお願いします。

なお、交通安全用品として、企画情報課・各支所総合窓口室で下記のもの販売しています。

◎夜光反射タスキ	1本	100円
◎高齢者標示マーク（2枚組み）	1セット	300円
◎交通安全旗	・大（170cm×140cm）	2,000円
	・小（80cm×70cm）	300円

2. スマイル大山号の乗降場所について

スマイル大山号は、ご利用いただきやすいよう、各集落に複数の乗降場所を設置しています。この乗降場所は、各集落の実情にあわせ、変更や追加等のご相談に応じていますので、変更等が必要な場合は企画情報課へご連絡ください。

3. 宝くじのコミュニティ助成事業について

宝くじのコミュニティ助成事業のご利用希望を9月から10月頃に区長さんに文書で連絡させていただく予定です。ご利用を希望される場合は、お早めにご連絡ください。

なお、申し込まれた事業につきましては、県を通じて（財）自治総合センターへ申請され、審査により採否が決定されます。平成29年度には、コミュニティセンター建設1件、除雪機整備2件が採択されています。

【参考】

- ①一般コミュニティ助成事業
 - ・助成金 …… 100万円以上の事業で助成の上限は250万円まで。
 - ・対象事業 …… 除雪機、遊具設置、伝統芸能備品整備など。
- ②コミュニティセンター助成事業
 - ・助成金 …… 対象となる総事業費の5分の3以内。上限は1,500万円まで。
 - ・対象事業 …… 公民館、集会所の建設・大規模修繕。

4. 自治会集会所整備事業補助金について

昨年より、地域の活性化や集落維持を図ることを目的とし、自治会集会所の整備（新築・増築など）に係る費用の一部を補助しております。7月頃に区長さんに文書で連絡させていただき予定です。

5. 地域自主組織・まちづくり地区会議の活動について

町内には7地区（高麗・大山・庄内・御来屋・逢坂・下中山・上中山）で地域自主組織が設立されています。また、3地区（所子・名和・光徳）では、地域自主組織の設立に向けた取り組みを進めています。

各地区の地域自主組織やまちづくり地区会議から区長さんへご協力をお願いすることがあると思いますので、引き続きご協力をお願いいたします。

【税務課】

1 確定申告（住民税申告）について

(1) 受付期間及び会場

今年度も名和農業者トレーニングセンターで開催します。受付期間は、2月7日（水）から3月15日（木）の26日間で、集落ごとで割り振りしています。詳細については、「日程表」（6ページ）をご参照ください。

また、デマンドバス（スマイル大山号）をご利用されて来場された方には受付窓口において復路の乗車券（当日のみ有効）をお配りしますので、お声掛けください。

(2) 申告に必要な帳簿等の準備について

事業所得（農業、商業、漁業など）を申告される方については、昨年の収入金額及び必要経費を事前に集計していただく「収支計算書」の作成をお願いしております。後期区長会で配布しました収支計算書を参考にいただき作成をお願いします。また、医療費控除を受けられる方については、「医療費控除の明細書」に、必要事項を記載して、提出していただきますようお願いいたします。なお、平成29年以降申告分から、医療費控除の特例（以下「セルフメディケーション税制」という。）が創設されました。このセルフメディケーション税制は、平成29年1月1日以降にスイッチOTC医薬品を購入された場合、その購入費用について所得控除（最高：88,000円）を受

けることを選択できる制度です。現行制度、特例制度いずれも領収書の添付は不要となりましたが、確定申告期限から5年間、税務署から領収書の提示又は提出を求められる場合がありますので、ご自宅等で保存してください。

2 固定資産（土地・家屋）の異動届出について

固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。固定資産に次のような異動があった場合は、「固定資産異動申告票」により本庁税務課又は各支所総合窓口室に届出をお願いします。

(1) 住宅を新築された場合

新築された住宅については、新築後3年度分（認定長期優良住宅については5年度分）固定資産税が減額されます。

(2) 家屋を滅失（取り壊し）された場合

家屋の滅失届けをされないと、滅失した家屋の固定資産税が、次年度以降も課税されたままになることがあります。

(3) 未登記の家屋について所有者を変更された場合

所有者の変更の届出をされないと、当該家屋の固定資産税が、次年度以降も変更前の所有者に課税されたままになることがあります。

(4) その他、物置等の家屋を新築・増築された場合や住宅を増築された場合、あるいは土地の地目（利用状況）、家屋の構造・用途を変更された場合。

ご不明な場合は税務課（電話：0859-54-5208）へお問い合わせください。

所得税・住民税の申告は3月15日(木)までです

平成29年分所得税の確定申告、平成30年度個人住民税の申告の時期になりました。

日程表をご覧ください、なるべく指定日にお越しください。

◆受付時間 (午前) 9時～11時 (午後) 13時～16時

月日	曜日	午前(受付時間9:00～11:00)	午後(受付時間13:00～16:00)	申告会場
		対象集落名	対象集落名	
2月7日	水	記帳相談・還付申告受付【給与・年金】(大山地区)		名和農業者 トレーニング センター 研修室
2月8日	木	記帳相談・還付申告受付【給与・年金】(中山地区)		
2月9日	金	記帳相談・還付申告受付【給与・年金】(名和地区)		
2月13日	火	羽田井・下田中2区・ナスパルタウン	中山口・内蔵・曲松・浜ノ上団地・阿弥陀山・中山Mコーポ	
2月14日	水	八重・樋口・退休寺	潮音寺・栄田・金屋・中林・南御崎	
2月15日	木	報国・萩原・殿河内・塩津・二本松・香取	束積・石井垣・赤坂・春日・因ノ庄	
2月16日	金	北御崎・西住吉・住吉・中池谷・岡・庄田・大中尾・林之峯	上市・下市駅前・下市・さざんか台団地	
2月19日	月	下田中1区・植松・下甲・高橋	中尾・松河原・長野・若者向け住宅	
2月20日	火	平田・稲光	上万・富岡・末長	
2月21日	水	荘田・長田・あずみの郷	妻木・上野・野田・清原	
2月22日	木	平木・中高一区・中高二区・唐王・やすらぎの里	安原・保田・大山口団地・大山口新団地	
2月23日	金	神原・上中高・中高西区・大山口・新栄・栄	福尾・中高三区・平	
2月26日	月	所子・末吉	國信・原・別所・一の谷	
2月27日	火	大山・蔵岡・前・畑・明間・美野留・あけまの森	飯戸・佐摩・宮内・香取上・香取下・下槇原・大谷	
2月28日	水	種原・坊領(1～4班)	坊領(5～8班)・赤松(中口・河原)・中槇原	
3月1日	木	赤松(上口・下口・奥村)・今在家・今在家住宅・めぐみ館	上前谷・下前谷・上木料・下木料	
3月2日	金	倉谷・峯小竹・小竹・上坪東	下坪・西坪・駅前	
3月5日	月	上坪西・陣構・楽仙・ひかりが丘・八景台	古御堂・文珠領・中村・大塚・千歳	
3月6日	火	富長中・富長西・大雀・福田	古原・茶畑・上高田・押平・塚根・かずき	
3月7日	水	東高田・新高田・押平1区	西高田・押平2区・押平3区・南高田・上福	
3月8日	木	坪田3区・東谷・門前・渡道・神田・香取弥生	富長東・梶原・旧奈和・栃原	
3月9日	金	下大山・上大山・営団・新坪田・大山ロイヤルヒルズ	坪田1区・坪田2区・御来屋 東1区	
3月12日	月	御来屋 2. 3. 4. 5. 6. 7区・ル・ソラリオン	御来屋 8. 9. 10. 11. 南区・みどり区・のぞみ区・漁港団地	
3月13日	火	未申告の方(大山地区)		
3月14日	水	未申告の方(中山地区)		
3月15日	木	未申告の方(名和地区)		

※ 2月7日～9日までは、給与・年金所得者の所得税の還付申告及び記帳相談を行います。

【住民生活課】

1. 可燃ごみの直接搬入について

名和クリーンセンターで平日10:00～16:00の間で受け入れします。持込の際には、必ず電話で事前連絡をお願いします。【名和クリーンセンター 0859-54-5352】

2. ごみの減量について

家庭用生ごみ処理機等の購入費補助

可燃ごみの減量を目的として、家庭用生ごみ処理機等の購入費の一部を補助する制度を設けています。

① 家庭用電気式生ごみ処理機

補助額は、購入費の1/2で、上限は2万円。

② 生ごみ処理容器

地中埋め込み式（コンポスト化）容器、密閉式（バケツ型）処理容器、水切り容器の購入費を補助します。

補助額は購入費の1/3で、上限は3千円。

※ 申請窓口は、①②とも本庁住民生活課及び各支所の総合窓口室です。

3. ごみの不法投棄禁止について

ごみを山・川・海岸などに捨てることは廃棄物の処理及び清掃に関する法律で固く禁止されています。ごみの不法投棄は、地域的美観を損ない自然環境に悪影響を及ぼすだけでなく、周囲の人に迷惑をかけます。

ごみは必ず決められた場所に、決められた方法で、収集日に出してください。

4. 犬・猫の飼い方とやむを得ず飼養できなくなったなどの犬・猫の引取りについて

散歩中にした犬のふんは飼い主の責任で片付けるなどのマナーを守って飼ってください。

なおやむを得ず飼養できなくなったなどの犬、猫の引き取りは、西部総合事務所（生活安全課 電話0859-31-9320）で行っています。

5. 日本赤十字社の会費募集について

5月の赤十字運動月間中に、日本赤十字社の会費の募集をいたします。区長さんには大変お手数をおかけしますが、日赤事業・活動へのご理解とご協力をお願いします。

6. 死亡届の手続きについて

集落の役目で使者として死亡届の手続きに来られるときは、次の点にご留意ください。

① ご家族から死亡診断書を預かって来庁するときは、用紙左側の死亡届書が記入されていることをご家族に確認してください。記入済みの死亡届書（死亡診断書）とご家族の印鑑、平日は火葬代（死亡者が町内在住者の場合は12,000円）をお預かりのうえ、来庁してください。

② 手続きの際には次の内容について聞き取りを行っていますので、事前にご家族に確認してから来庁してください。

[死亡届提出に伴う確認票]

死亡者氏名		様	
火葬	場所	広域火葬場「桜の苑」 ・ その他 ()	
	火葬予約時間 (桜の苑の場合のみ)	年 月 日 午前 ・ 午後	時 分
告別式	日時	年 月 日 午前 ・ 午後	時 分
	場所	1.自 宅	
		2.菩提寺 ()	
		3.その他 ()	
	喪主氏名		
	死亡者との続柄		
	電話番号	(- -)	
葬儀の種類	仏 式 ・ 神 式 ・	その他	
その他	来庁者氏名		
	世帯主変更	あ り (新世帯主氏名:) ・ な し	
	火葬代	あ り ・ な し	
	死亡診断書コピー	要 ・ 不要	
	死亡診断書コピー	要 ・ 不要	

*火葬代は、平日は役場で、土日祝祭日は直接火葬場でのお支払いになります。

- ③ 新聞への「おくやみ掲載」を希望される場合は、来庁者の方に次の「掲載申込書」を記入していただきますので、予めご家族にご確認の上来庁してください

[新聞各社おくやみ欄への掲載申込書]

死亡者氏名	
生年月日(満年齢)	明・大・昭・平 年 月 日 (満 歳)
死亡日	月 日
掲載希望住所	
掲載内容の確認用 連絡先	(氏 名)
	(電話番号)
ホームページ掲載 (日本海新聞社のみ)	希望する ・ 希望しない
記入者氏名	

※上記について各新聞社から連絡させていただく事があります。また、新聞社によってはご遺族の方と連絡が取れない場合、おくやみ掲載されない場合がありますので予めご了承ください。

【福祉介護課】

1. 小地域保健福祉活動支援事業について

平成 29 年度までは、集落が実施する「保健福祉活動」（生活習慣病予防の啓発と学習活動の促進、集落での助け合いや支え合いの促進、高齢者の閉じこもり防止等を目的とした活動、高齢者の見守り活動及び保健事業の推進）に対して補助金を交付しています。

平成 30 年度からは、集落の事務手続きの大幅な軽減を図ることで地域の活力を維持することを目的として敬老事業と整理統合します。

※ 保健推進員・福祉推進員の合同研修会（1 月 28 日（日）開催予定）で活動内容、事業の説明をいたします。

※ 平成 29 年度の実績報告は、平成 30 年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの間にご提出ください。また補助額の変更が必要な場合は、3 月 31 日までにお申し出ください。

※ 平成 29 年度の補助金は、ご提出いただいた実績報告をもとに額を確定したうえで、各集落の指定口座へ振り込まさせていただきます。

2. 敬老事業について

【概要】

平成 29 年度まで集落、地域自主組織、又は社会福祉施設が敬老事業を行う場合に、一定の補助を行っていますが、平成 30 年度からは小地域保健福祉活動支援事業と整理統合します。

※平成 29 年度の実績報告を提出されていない団体については、1 月末日までにご提出ください。繰越金が生じている場合ですが、返還の必要はありません。

3. 小地域保健福祉活動支援事業と敬老事業の統合について

集落役員さんの大幅な事務負担軽減を目的として、上記 2 事業を整理統合し、引き続き「敬老事業」「保健福祉活動」に要する経費の一部を支援します。

【事業・活動の区分】

- ① 敬老事業 75 歳以上の高齢者を対象に行うレクリエーション、記念品の贈呈等
- ② 保健活動 生活習慣病の予防、閉じこもり予防等、高齢者の健康維持に関する活動
- ③ 福祉活動 安否確認、訪問活動等、高齢者の安全・安心に繋がる支え合い活動

※①～③全てに取り組んでいただきたいところですが、一部実施でも構いません。

【交付額】

当該年度の基準日における 75 歳以上の高齢者の人数に一人当たりの単価を乗じます。

【手続き】

町で交付額を算定して関係書類を送りします。

【その他】

この交付金は、自治会に対して交付します。地域自主組織やまちづくり会議に事業・活動を委任される場合は、当該団体と協議のうえ、交付金の全部または一部を委任団体に拠出してもらっても構いません。

4. 大山町生きがい拠点整備事業について

集落集会所や公民館を高齢者や障がいのある方が利用しやすいように段差解消、手すりの取り付け、和式トイレを腰掛け便座への改修等に対し事業費の3/4、最高30万円までの補助をします。ご希望がありましたら、早めにご相談ください。

5. 民生児童委員さんの担当地区について（11～12ページ参照）

民生児童委員さんには、生活の問題や、高齢者・障がい者・児童福祉などの相談に応じ、助言や、情報提供、行政などへの連絡を行っていただいております。

それぞれの担当地区は別紙のとおりです。（任期は平成31年11月30日まで）

なお、欠員が生じている地区の補充については、改めて関係区長さんへ御報告します。

6. 介護予防事業への協力について

福祉介護課では、「生きがい活動支援事業（ふれあい・いきいきサロン）」を、社会福祉協議会に委託しておこなっています。この事業では、介護予防を目的として地域の高齢者や自宅からあまり外へ出られない方々にお集まりいただく機会を設けています。

実施に当たりましては、会場の借り上げや参加の呼びかけについて、区長さん・保健推進員さん・福祉推進員さんにお世話になりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○地域リハビリテーション活動支援事業

自治会・サークル・地域のサロンなど、町内で活動している団体を対象として地域の健康づくり・介護予防を目的として、リハビリテーション専門職の派遣事業を実施しています。

【事業の内容】

地域の活動にリハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士等）が出向いて、腰痛、膝痛予防や転倒予防などについての体操指導や生活上の心掛けや注意点などについての講座などを無料で行います。

派遣回数…1団体につき年3回以内

派遣時間…1回あたり60分～90分程度

7. カタログ販売について

「障がい者団体等からカタログ販売の回覧や取りまとめを依頼されたが、しなければいけないか？」との問い合わせをいただくことがあります。町は、これらの取り扱いには関与しておらず、区長名簿の提供もしていません。取扱いの是非は、区長さんの判断でお願いいたします。

大山町民生児童委員名簿

(名和地区)

(大山地区)

集 落	氏 名	担 当 地 区	集 落	氏 名	担 当 地 区
富長東	杉原 雄嗣	富長東・中・西	平田	山根 讓	上万・平田
文珠領	吉本 信裕	古御堂・文珠領・古原	安原	井上 弘子	安原・保田・富岡・あずみの郷
押 平	押村 克彦	茶畑・押平・中村	妻 木	金田 哲明	妻木・稲光
西高田	小川美佐江	東・西・上・新・南高田		欠員	長田・莊田
押平1区	松田 渡	押平1区・上福	上 野	山根美和子	上野・福尾・大山口団地・新団地
押平3区	西山 禮子	押平2区・3区	大山口	岩崎 學	大山口・新栄
大 塚	谷 貞美男	塚根・大塚・福田・大雀・千歳	所子	今中 成巳	所子・栄
坪田3区	清郷 雅秋	坪田1区・2区・3区・新坪田		欠員	平木・神原・上中高・野田
梶 原	真島智和子	梶原・東谷・門前	中高1区	浅田 妙子	中高2区・西区
旧奈和	松田 清司	旧奈和・栃原・渡道	中高1区	貝谷 みか	中高1区・3区
上大山	影山 雄司	下大山・上大山・営団	唐 王	小原 瑞子	清原・唐王・末長
御来屋1区	佐伯 照博	御来屋東区・1区・のぞみ区	国 信	谷尾 良	末吉・国信
	欠員	御来屋2区・3区・港区	大 山	髯山 正伸	大山
御来屋4区	諸遊 雅照	御来屋4区・5区・6区	飯 戸	金尾 孝一	前・飯戸・種原・明間・あけまの森
御来屋10区	池本 義親	御来屋7区・8区・9区・10区・11区	畑	中田 眞理	蔵岡・別所・原・畑
御来屋南区	浅田 良一	御来屋南区・みどり区	佐 摩	荒金恵美子	佐摩・今在家・今在家住宅
上前谷	二宮 正博	上前谷・下前谷	坊 領	後藤 礼子	坊領
上木料	河崎 和子	上木料・下木料	平	杉森 邦男	平・宮内
倉 谷	谷野 昭義	倉谷・小竹・峯小竹	赤 松	地頭 知子	赤松・中禎原・美野留・下禎原・大谷・一の谷
上坪西	金田多恵子	上坪東・上坪西・八景台			
下 坪	木口 和志	下坪	香取上	石原 恵子	香取・香取弥生・香取上・香取下
駅 前	森安 幹人	西坪・駅前・ひかりが丘	明 間	吉木 幸恵	主任児童委員
楽 仙	二宮 くに子	陣構・楽仙・神田			
上坪東	小谷 篤子	主任児童委員			

(中山地区)

集 落	氏 名	担 当 地 区
羽田井	澤田 宗博	羽田井・萩原
八 重	山内 秀穂	束積・八重
樋 口	赤川 勲永	樋口・石井垣
栄 田	江原 英昭	潮音寺・栄田・春日・因ノ庄・ナスパルタウン
金 屋	高塚 賢治	内蔵・中山口・阿弥陀山・金屋
中 林	前田 好子	下田中1区・2区・浜ノ上団地・中林
植 松	野口 勇	植松・南御崎・北御崎・中山Mコーポ
下 甲	小谷 貴美子	下甲・赤坂・曲松
退休寺	樋口 文子	退休寺・報国・さざんか台団地
高 橋	福留 邦彦	高橋・殿河内
上 市	山本 尚三	上市・下市駅前・中池谷・西住吉
塩 津	手島 弘美	塩津・中尾・住吉
下 市	齊尾 清	岡・下市
松河原	井上 アツ子	松河原
長 野	井上 廣信	長野・庄田
林之峯	圓田 章三	林之峯・大中尾・二本松
植 松	岩本 正人	主任児童委員

【健康対策課】

1. 平成29年度の健診（検診）の実施について

健康診査、各種がん検診を下記日程で実施します。本年度まだ健診（検診）を受けていない方はこの機会をご利用ください。

詳しくは広報2月号に掲載します。また防災行政無線等でもお知らせします。

健診月日	会 場	健診内容	受付時間
2月7日(水)	保健福祉センター なわ	健康診査 胃がん・大腸がん・肺がん・ 前立腺がん・乳がん・子宮が ん検診、肝炎ウイルス検査	8:00～ 10:30
2月14日(水)			

※ 健康診査、胃がん・乳がん・子宮がん検診は受診人数に限りがあります。定員になり次第締め切りますので、お早めにお申し込みください。

2. 平成30年度 地区に出向いての肺がん検診について

地区に出向いての肺がん検診は、町内6会場で実施を予定しております。なお、受診人数がおおむね10人未満となる会場については、見直しをさせていただくことをご了承願います。

一人でも多くの方に健診（検診）を受けていただくために、巡回検診に限らず、健診（検診）の機会を捉え、ご家族やご近所で声を掛け合って受けていただきますようお願いいたします。

3. 集落に出かけての「健康教室」について

健康対策課では保健師・管理栄養士による健康教室「出張ヘルスアップセミナー」を実施しています。教室は原則、平日の日中開催でお受けしておりますので、テーマの設定など、お気軽にご相談ください。なお、休日での開催希望はお受けすることができかねますことをご了承願います。

4. 「運動の輪ひろめ隊」活動について

運動やスポーツを継続的に取り組む町民が増えることで、元気と笑顔があふれる大山町を実現するため、「運動の輪 ひろめ隊」による活動を現在取り組んでいます。これは運動やスポーツ実践者の協力（クチコミなど）を得る手法により、運動やスポーツをしていない人の意識と行動を変えていこうというものです。この取り組みの周知と集落や地域での運動、スポーツの普及にご協力をいただきますようお願いいたします。

【農林水産課】

1. 農地中間管理事業の活用について

(1) 平成26年度からの事業で、農地の所有者と担い手の間に担い手機構が入り、担い手へまとまりのある農地を貸付け、農作業の効率化・農業の生産性の向上を図ります。

(2) 担い手機構に対し農地を貸し付けた地域及び個人には、要件を満たせば機構集積協力金が交付される場合があります。但し、平成30年度が最終年度になっています。特に地域については、人・農地プランの話合いができていることが要件になっています。

(3) 人・農地プランとは、集落・地域の農業が抱える高齢化や担い手不足、耕作放棄地の発生などの問題を共有し、解決していくために話合って作成するものです。農地中間管

理事業を活用して農地集積するには、この「人・農地プラン」によるところが大きく、重要なものです。まだ取り組まれていない集落は、人・農地プランの作成と本事業の活用をご検討ください。

(担い手機構・・・公益財団法人 鳥取県農業農村担い手育成機構)

2. 「しっかり守る農林基盤交付金事業」の要望とりまとめについて

この事業は、農業用排水路、農道、暗渠排水等の小規模な農業生産基盤の改良及び補修が対象となり、受益者には事業費の2割をご負担いただくものです。

要望の内容により、次の「小規模改修に係る原材料支給」との仕分けを行います。また、予算内での対応となりますので、要望どおりの実施が出来ない場合もあります。

つきましては貴集落内にご周知いただき、要望のとりまとめをお願いします。

【申込み方法】「事業要望書」にご記入のうえ、提出してください。

【申込み期限】平成30年3月30日(金)

【申込み場所】中山町土地改良区 (役場 中山支所)
大山町名和土地改良区(役場 本庁)
大山土地改良区 (役場 大山支所)

※事業要望書は、各土地改良区に準備しています。

3. 小規模改修に係る原材料支給事業について

農道や農業用排水路等の小規模な補修・改修を集落で実施される場合に、必要となる原材料の支給と、必要に応じて建設機械を借り上げし貸与します。

【支給基準】

①国、県の補助事業の対象とならないもの

※多面的機能支払交付金事業に取り組んでおられる集落は、そちらを優先して活用ください。取り組んでおられない集落は活用をご検討ください。

②受益面積 0.5ha以上

③受益戸数 2戸以上

④農道の場合 幅員2.0m以上

4. 「一株植樹」運動の実施について

今年も身近な環境緑化の推進として「一株植樹」運動が実施されます。

本運動の趣旨をご理解いただき、貴集落の皆様へチラシの回覧により周知いただき希望者の取りまとめをお願いいたします。

【申込方法】

貴集落内の希望苗木を区長さんに取りまとめていただき、注文とりまとめ表に苗木の数量・代金をご記入のうえ、代金を添えて申込先へ提出をお願いします。

【申込先】

〔中山地区〕…中山支所 農林水産課 (電話0858-58-6116)

〔名和地区〕…本庁 総務課 (電話0859-54-5201)

〔大山地区〕…大山支所 建設課 総合窓口室 (電話0859-53-3311)

【申込期限】平成30年2月9日(金)

【苗木引渡し予定日】〔中山、名和地区〕平成30年3月8日(木)

〔大山地区〕平成30年3月9日(金)

5. 樹木粉碎機の貸出しについて

竹林の整備や森林資源の活用を進めるために、次のとおり樹木粉碎機の貸出しをしています。有効にご活用ください。

【貸出対象者】 集落等、森林所有者

【粉碎対象】 木、竹

【貸出機械】 小型2台（軽トラ積載可）、中型1台

【貸出期間】 最大10日間

【賃借料】 集落等（団体）…無料、
森林所有者（個人）…有料（小型2,160円/日、中型2,700円/日）

※ブリッジ等は借受者でご用意ください。

【建設課】

1. 小規模改修に係る原材料支給事業について

集落内の環境道、側溝など（町道・土地改良区管理の農道以外）の小規模な補修又は改修のうち、必要となる原材料の支給と、必要に応じて建設機械借上げ費の補助を行います。

○対象事業

- ・幅員2m以上の道路又は集落内の施設で、町道や土地改良区管理以外の施設であること。

○支給原材料

- ・支給材料は生コンクリート、砕石、コンクリート二次製品、アスファルト等
- ・支給の限度額は予算の範囲内で、年間50万円を超えない額とします。
- ・支給材料とは別に、必要に応じて建設機械借上げ費の補助を行います。

○申し込み方法

- ・区長名で原材料支給等申請書を提出して下さい。
 - ・申請期間を4月2日から4月27日までの間とします。
- ※申請が少なければ申請期間以降は随時受け付けします。

2. 大山町防犯灯設置費等補助金制度について

○防犯灯新設の場合 1灯につき 10,000円（上限）

○防犯灯修繕の場合 1灯につき 5,000円（上限）

○LED防犯灯への切替の場合は、それぞれ上記の金額に5,000円を加えた金額を補助額とします。

3. 集落への草刈委託について

区分		草刈委託
要件	内容	草刈作業及び後片付け
	場所	町が草刈路線として管理を行っている路線、及び町長が必要と認めた路線
委託料	単価	後片付けをする場合:53円/m ² 刈投げの場合 :34円/m ² (※H29年度単価)

(注) 他事業との併用はできません。

4. 鳥取県版河川・道路ボランティア事業の紹介について

鳥取県では県管理の土木施設の維持管理をしていただけるボランティア団体を募集しています。

活動に興味のある団体の方は、西部総合事務所米子県土整備局維持管理課（0859-31-9712）又は建設課（0859-53-3186）まで御一報ください。

【水道課】

1. 公民館・集会所の水道料金及び下水道料金の納付について

各集落の公民館・集会所の水道料金及び下水道料金の納付をお願いします。料金は下記表のとおりで、当該年度内1月1日現在の区長文書配布数により算定した年間定額料金となります。

なお、納付書の発送は平成30年2月中旬（納付期限平成30年2月28日）を予定しております。

料金の納付には口座振替もご利用いただけます。

○集落公民館・集会所の水道料金

区長文書配布数 (年額)

30戸未満	2,777円
30戸以上50戸未満	4,628円
50戸以上70戸未満	6,480円
70戸以上	9,257円

○集落公民館・集会所の下水道料金

区長文書配布数 (年額)

30戸未満	3,086円
30戸以上50戸未満	5,142円
50戸以上70戸未満	7,200円
70戸以上	10,285円

【観光商工課】

1. 「伯耆国大山開山1300年祭」について

本年は、いよいよ大山開山1300年を迎えます。「伯耆国大山開山1300年祭」とは、古くから「神が坐す山」として信仰されてきた大山の魅力を日本及び世界に発信していくことで、多くの人々に訪れて頂き、地域が発展していく新たなきっかけとなることを目指しています。関連するイベントは別紙のとおりで、2月中には各戸配布する予定です。

2. 第3回「山の日」記念全国大会の開催について

第3回「山の日」記念全国大会が、本年の8月10日～11日に大山をメイン会場に開催されます。本大会では、長い歴史の中で人々の営みに守られ、再生された自然を存分に味わい参加・体験できる大会にし、「大山」が有する豊かな魅力を国内外にアピールする予定です。具体的な内容は今後発信して参りますので、「伯耆国大山開山 1300 年祭」とともに、皆様にも盛り上げていただきたいと思います。

【参考】《全国大会テーマ》

「神います山と共に生き歩む～開山千三百年『山を守る聖地』大山から～」
《山の日 の 意義》
「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する」

【教育委員会人権・社会教育課】

<生涯学習室>

1. スポーツ大会日程（平成30年1月～平成30年12月）

期 日	大 会 名
1月～3月	元旦マラソン大会（1/1）、卓球大会（2/11）
4月～6月	ゴルフ大会（4月）、大山町名和マラソンフェスタ 2018（5/13） グラウンド・ゴルフ大会（6月）
7月～9月	水泳大会（7月）、バレーボール大会（8月）、ゲートボール大会（9月）
10月～12月	ゴルフ大会（10月）、軟式野球大会（10月） 紅葉 CUP・IN 大山ソフトバレーボール大会（10月）、バドミントン大会（11月） 駅伝競走大会（11月）、ソフトバレーボール大会（11月）

2. 大山町名和マラソンフェスタ 2018 について

日 時：平成30年5月13日（日） 午前9時30分開会

場 所：名和総合運動公園（※5kmコースは今年も栃原コース）

◎ コース沿道区長さんにはお手数をおかけしますが、大会が近づきましたら役員のボランティア募集のお世話をいただきますよう、よろしく願いいたします。

3. 第11回 大山町総合文化祭

日 時：平成30年10月27日（土）、28日（日）

場 所：名和農業者トレーニングセンター

<人権推進室>

1. 大山町人権・同和問題小地域懇談会

昨年の実施状況やアンケート結果をもとに内容を検討して実施します。実施方法等については事前説明会を開催してご説明いたしますので、ご出席をいただきますようよろしくお願いいたします。

【社会福祉協議会】

1. 災害時における支え愛地域づくり推進事業について

自治会が主体となって、支え愛マップの作成を通じ、要援護者に対する災害時の災害時の避難支援等の仕組みづくりや平常時の見守り体制作り等を行い、身近な地域で安心安全に暮らすための取組みを推進します。

○平成29年度実施集落（災害時要支援者対策促進事業）御来屋東区

2. ふれあい・いきいきサロンについて

一人暮らし高齢者等の閉じこもり、認知症予防、寝たきり予防等を目的に、気軽に集える集落の公民館等で健康講座、レクリエーション、茶話会などをおして、参加者同士がふれあい、いきいきと過ごしていただくための活動を推進します。

3. 共同募金配分金活用助成事業について

地域福祉を充実するために、集落、グループ等が自ら企画した事業に必要な経費を助成します。

○助成内容 総事業費の8割補助（補助限度額100,000円）

○募集期間 平成30年5月～6月を予定

○平成29年度共同募金配分金活用助成事業実績

実施集落	事業名	助成金額
宮内自治会	世代間交流・集会所整備事業	99,120円
畑自治会	世代間交流・集会所整備事業	81,077円
妻木部落	部落住民みんなの公民館にしよう事業	96,960円
長田自治会	長田ふれあいいきいきサロン	79,600円
大雀自治会	観音堂祭りでの交流	74,867円
所子自治会	集会所整備事業	30,720円
清原部落	座椅子整備事業	48,000円
大山口列車空襲被災者の会	紙芝居制作事業	83,546円
グループきらら	オレンジカフェきらら	66,600円

4. 社会福祉協議会会費、赤い羽根共同募金の取りまとめについて

○社協会費（6月）

○赤い羽根共同募金運動ならびに歳末たすけあい募金運動（10月～12月）